

青森県動物救護活動実施要領

青森県動物救護本部設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、青森県（以下「県」という。）及び社団法人青森県獣医師会（以下「獣医師会」という。）が行う動物救護活動の実施方法等について、この要領に定める。

（支援物資の確保）

第1 県は、飼養支援及び健康管理支援に必要な物資（以下「支援物資」という。）について、可能な限り提供することとし、必要に応じて購入、関連団体への要請及び寄附の受入により調達する。

2 県は、支援物資の管理を行う。

（獣医師会会員の派遣）

第2 獣医師会は、会員のうちから必要と認められる人数を、動物救護活動に従事させるため被災地域に派遣する。

（広報）

第3 県は、動物救護活動の内容等について、報道機関やホームページ等を通して情報の発信を行い、また、各種問い合わせ及び相談に対応する。

（連絡調整）

第4 県は、緊急災害時動物救援本部との連絡調整を行うほか、必要に応じて他の自治体等の関係機関と連絡調整を行う。

（救済基金の管理）

第5 県は、救済基金の管理を行う。

（被災動物の健康管理支援）

第6 県は、市町村と連携して被災動物の健康管理支援に必要な場所を避難所等内に確保し、必要な支援物資を配置する。

2 獣医師会は、被災地域の巡回等により、避難所等に避難した被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療、伝染病予防ワクチンの接種を行う。

（被災動物の飼養支援）

第7 県は、被災動物と同行して避難所等に避難した飼養者等に対し、必要に応じて支援物資を配給する。

- 2 県は、避難所等への同行避難が困難とされた被災動物について、一時的に青森県動物愛護センターで保管し、保管中は健康管理を行うこととする。
- 3 青森県動物愛護センターにおける保管期間は原則 2 週間以内とし、必要に応じて適宜延長する。
- 4 獣医師会は、青森県動物愛護センターで一時的に保管されている被災動物の健康管理について県から協力を求められた場合には、被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療を行う。

(被災動物の治療)

第 8 被災動物に対して獣医師会が行う治療の対象は災害に起因する外傷及び心因性疾患等とし、手術や入院を含む治療の方法及び予後の管理方法等については、治療に当たった獣医師が、飼養者等と協議の上で判断するものとする。

(相談窓口の設置)

第 9 県は、被災者が避難所等において被災動物と円滑に生活できるよう支援するため、必要と認めた場所に相談窓口を設置する。

(被災動物の譲渡)

第 10 県は、避難所等に避難した被災動物について、飼養者等から他の者への譲渡の申出があった場合であって、当該飼養者等による飼養の継続が困難であると認めるときには、広く希望者を募り譲渡を行う。

(ボランティア)

- 第 11 県は、被災動物の救護に係るボランティアの申し出があった場合、受け付け及び登録を行い、必要に応じて調整を行う。
- 2 ボランティアの活動内容は原則として避難所及び一時保管場所における被災動物の飼養補助とする。

(物資等の経費)

第 12 支援物資の購入経費については、救済基金から支出することができる。

(治療等の経費)

第 13 獣医師会が本要領に基づいて行った治療及び伝染病予防ワクチンの接種に関しては、治療に要した検査、薬剤及び器具類に係る経費について、救済基金から支出することができる。

(手当等)

第14 活動に従事する者への手当は原則として支給しない。

(救済基金からの支出の方法)

第15 救済基金からの支出については、要綱第8条で規定する救護本部会議で決定する。

2 第1項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、本部長が支出を決定できることとし、決定後すみやかに救護本部会議に報告するものとする。

(その他)

第16 上記のほか、必要と認められた活動等については、県及び獣医師会が協議の上、連携してこれを実施する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年2月10日から施行する。